

丹波市市民活動支援センター基本計画

平成30年3月

丹波市

目 次

はじめに	2
1. 基本計画策定の趣旨	3
1-1 基本計画の位置づけ	3
1-2 関係計画との整合性	4
2. 市民活動の現状と課題	5
2-1 市民活動の現状と課題～生涯学習活動の観点から～	5
2-2 市民活動の現状と課題～市民活動支援センター基本計画策定に係るアンケート調査から～	6
2-3 中間支援組織による市民活動支援	7
3. 基本理念	7
3-1 市民活動支援センターの役割	7
3-2 市民活動支援センターの基本理念	8
3-3 市民活動支援センターの3つの取り組み	8
4. 市民活動支援センターの機能等	8
4-1 市民活動支援センターの機能と設備	8
4-2 市民活動支援センターの場所	12
5. 市民活動支援センターの運営のあり方	13
5-1 運営形態、運営主体	13
5-2 運営を担う人材像	14
5-3 人材育成の方法	14
5-4 運営のあり方	14
6. 設置計画	15
6-1 市民活動支援センター設置計画	15
7. 管理運営計画	15
7-1 施設開館日、開館時間	15
7-2 施設保守管理、危機管理対応等	15
8. 事業計画	16
8-1 事業スケジュール	16
8-2 事業評価	17
9. 策定経過	17
9-1 懇話会の設置、運営状況	17

はじめに

丹波市は、平成27年3月に策定した「第2次丹波市総合計画」において、「市民が主役の豊かな地域力」を基本姿勢のひとつとして位置づけています。そこでは、丹波市自治基本条例を基本として、住みよいまちづくりのために公共サービスの提供や本市をとりまく課題の改善・解決の取り組みを通して、市民や各種団体等と行政がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、地域の資源や特性を活かしつつ協力・連携して大きな成果を創りだす、協働のまちづくりを推進することとしています。

この協働のまちづくりを推進するためには、審議会等での公募委員の選任や計画策定等におけるアンケート、パブリックコメントの実施などにより、市民の市政への参画を促すとともに、様々なボランティア団体やNPO法人、自治協議会等のまちづくりに関する活動に対し必要な支援を行うことで、市民活動や自治協議会活動をさらに促進することを掲げています。

また、同年4月に策定した「丹波市生涯学習基本計画」では、これまでの学習活動や地域づくり活動の成果と課題を踏まえ、市民が主体的に学び、学んだ成果をまちづくりの実践に生かし、実践の中から生じた新たな課題へと挑戦する“知識循環型生涯学習”の推進が、活力あるまちにしていくという考え方を基本理念に掲げています。その推進により、第2次丹波市総合計画に掲げるまちづくり目標を踏まえながら、市民と行政が協働し、学びを通して地域課題を解決する、市民が主役の豊かな地域力の向上を目指すこととしています。

一方で、今後益々深刻化する少子高齢化や個人ニーズの多様化、地域コミュニティの希薄化など、本市を取り巻く社会は大きく変化を続けています。このような、多様化するニーズ、複雑化する地域課題に対応するためには、行政だけでなく、地域社会を構成する一人ひとりの個性や多様性が尊重され、市民が地域の担い手として力を発揮することが必要です。

これらのことから、住民自治の基本原則である地域住民が主体となった地縁型の活動と、一定の目的やミッションを達成するために活動するNPO法人や市民活動団体等のテーマ型の活動が連携し、協力し、協働することが、「住み慣れたところに住み続ける」ことができる、丹波市の新しいまちづくりのスタイルであると確信します。

さらに、活力ある地域社会を持続するためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現も、併せて推進していく必要があります。

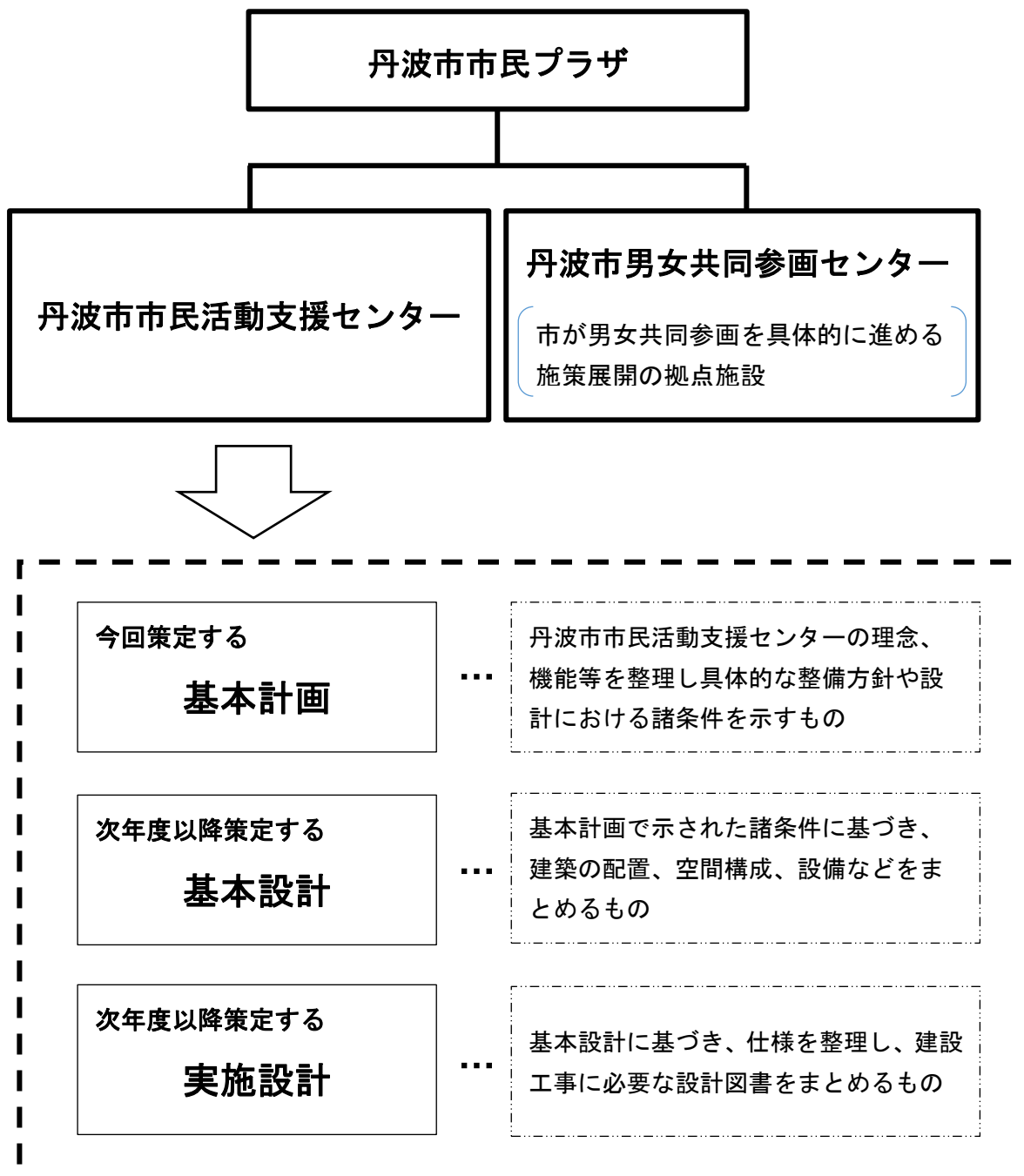
このような考えの下、生涯学習活動や地域づくり活動などにおける、市民が主体的に行う公益的な活動を総合的に支援する仕組みをつくり、拠点を整備することにより、今後の取り組みを活性化させることを目的とした「丹波市市民活動支援センター（仮称）」（以下「市民活動支援センター」という。）と男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行うための具体的な活動の拠点となる「丹波市男女共同参画センター（仮称）」の機能を有する「丹波市市民プラザ（仮称）」（以下「市民プラザ」という。）の設置が必要であると考えます。

本基本計画は、このうち市民活動支援センターの整備にあたり、平成29年11月に設置した「市民活動支援拠点整備懇話会」において、丹波市まなびの里づくり協議会からの意見をふまえた協議検討を経て、必要な事項を整理したものです。

1. 基本計画策定の趣旨

1-1 基本計画の位置づけ

市民活動支援センター基本計画（以下「基本計画」という）は、市民プラザのうち、丹波市内の地域創生や地域課題解決を目的とした個人や団体による事業運営、組織運営等の総合的な支援拠点である市民活動支援センターの整備について、その理念や機能を整理し、基本設計で反映すべき具体的な整備方針や設計における諸条件を示すものです。



1-2 関係計画との整合性

基本計画の策定にあたっては、丹波市が掲げる以下の計画などの理念、方向性などとの整合性を図ります。

<主な関連計画>

(1) 第2次丹波市総合計画（前期：平成28年度～31年度）

将来像	人と人、人と自然の創造的交流都市 ～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里～
まちづくりの視点	○育て合い支え合える人の輪づくり ○人・自然・産業・暮らしが循環する“源流のまち”づくり ○来訪者を“丹（まごころ）”で迎える交流・定住の魅力づくり
基本姿勢	○参画と協働 市民が主役の豊かな地域力 ○行財政運営 計画的かつ効果的な行政経営
まちづくりの目標	○みんなで支え、育む生涯健康のまち ○誰もが住みたい定住のまち ○あいさつでつなぐ安心して暮らせるまち ○美しい自然と環境を大切にする源流のまち ○ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち ○丹波力を活かした創意ある元気なまち

(2) 丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略（平成27年度～31年度）

2060年の丹波市の将来像	市民一人一人が個性と持てる力を発揮し、持続的に発展するまち
基本的な方向性	○自然減をくい止める ○社会増に転じる
基本的視点	○活動人口の増加
基本目標	○魅力的なしごとを創造する ○交流人口を増やす ○市民みんなで子育てを応援する ○元気な地域をつくる

(3) 丹波市生涯学習基本計画（前期：平成27年度～31年度）

基本理念	たんばにひろげる まなびの輪 ～豊かな資源を活かした生涯学習環境づくり～
基本目標	○まなび人を増やそう ○まなび力を育てよう ○まなび里をつくろう 以上3つの基本目標をつなぐ“まなびの輪”

(4) 丹波市地域福祉活動促進計画（平成 27 年度～31 年度）

基本理念	認め合い 支えあい 心つながるまち たんば
基本目標	○お互いを認めて育てる体制づくりをすすめます ○支えあいを大切にした地域づくりをすすめます ○つながりが生み出す豊かな暮らしをめざします

(5) 丹波市公共施設等総合管理計画（平成 29 年度～68 年度）

基本的な考え方	○持続可能な施設サービスの提供 ○公共施設の総量抑制による更新コストの削減 ○安全に使い続けられる施設管理 ○適切な維持管理の実施 ○地域特性を踏まえたまちづくりとの連携
基本方針	○施設の有効活用と施設再配置の推進 ○数値目標の設定による公共施設の適正管理 ○優先順位の設定 ○安全な施設の確保 ○時代のニーズ・地域特性に応じたまちづくりとの連携 ○市民や多様な主体との協働による取組み

(6) 第 3 次丹波市行政改革プラン（平成 28 年度～36 年度）

基本方針	○持続可能な財政の確立 ○効率的・効果的な行政体制の整備 ○経営資源の有効活用 ○自主財源の確保
------	---

2. 市民活動の現状と課題

2-1 市民活動の現状と課題～生涯学習活動の観点から～

平成 25 年度に実施した「丹波市生涯学習に関する意識調査」では、趣味や健康づくり、スポーツといった生涯学習の経験を持つ人が多く、生涯学習活動によって人生の豊かさや生きがいを得ていることが分かりました。さらに、生涯学習活動を行っている人は学習を通じて身につけた知識や技能を、仕事や地域活動、社会の課題を解決する活動に生かしたいと回答する人も多くなっています。学習の目的はそれぞれであっても、目指すところは自分や自分を取り巻く人々の暮らしや地域社会をよりよくするという点で共通しており、このような活躍する市民を増やすことが、住みよいまちづくりを推進することになります。

一方で、こうした活躍する市民を増やすためには、市内で活動する様々な団体や地域の活動情報、イベント情報の収集と発信が不可欠ですが、平成 29 年度に実施した「市が実施する生涯学習関連事業調査」においては、情報収集・発信が十分に行われていない現状であることが分かりました。そして、同時にこのような情報に関する機能においては、行政が把握できる情報だけでなく、民間

において展開される事業についても、一元的に発信されることが効果的であると考えられます。

2-2 市民活動の現状と課題～市民活動支援センター基本計画策定に係るアンケート調査から～

市民活動支援センターの開設に向けて、丹波市内の地縁団体、市民活動団体の事業活動現況と市民活動支援センターに必要とされる機能に関するニーズ把握を目的としたアンケート調査を実施しました。その結果、各団体の組織運営、事業運営の現況と運営課題を把握できました。また市民活動支援センターに必要な機能、市民プラザに期待すること等について意見を聞くことができました。

参考：資料編「市民活動支援センター基本計画策定に係るアンケート調査」結果

(1) 組織運営課題

組織運営に伴う課題については、「会員の減少」が最も多く、ついで「組織を運営管理する後継者がいない」「活動に必要な資金が不足している」「事業を企画、運営する人材がいない」の順でした。また属性別では、地縁による団体で「組織を運営管理する後継者がいない」「事業を企画、運営する人材がいない」の回答が多く、NPO等では「会員の減少」の回答が多い結果となりました。

よって、組織運営に関わる人材の掘り起しやより専門性の高いスキルをもった人材の育成といった課題が浮き上がりました。

(2) 市民活動支援センターに必要な機能

「団体の活動に役立つ行政の施策、助成金、他団体の活動事例などの情報集積、発信機能」が最も多く、ついで「人材育成機能」「コーディネート機能」「交流機能」「貸出機能」「貸室機能」の順でした。

(3) 「市民プラザ」に期待すること等（自由回答）

男女共同参画センターを含めた市民プラザに期待することとして、以下のような自由回答が寄せられました。

- ・市民目線での運営を期待します。
- ・丹波市の独自色を出して、丹波市自らが活動する「市民プラザ」を望む（後略）。
- ・市民プラザ設置には賛成し期待もしています。しかし市民プラザだけが先に行き、現存の自治会、振興会がついて行けない状況にはならない様、特に移行の時にお願いします。
- ・丹波市に1つでなく各地域（旧町）に設置し（身近な存在）住民との交流ができる施設でなければ意味がないと思います。
- ・市民と行政職員が身近に接する場として、市役所とは違うサービスセンター的役割と市民が年代を越えて交流し、集える場を期待します。
- ・開放的な雰囲気期待します。
- ・新しい市役所の先取りになるようなモデルにしてほしい。
- ・すべての市民が参加しやすい環境にすること、新しいスタートの意義を生かすこと。
- ・ハード（建物）ではなく、ソフト（コーディネーターや相談者）に力を入れていただきたい。建物は、既存のものを使う。

2-3 中間支援組織による市民活動支援

前述したとおり、市民や団体が取り組む生涯学習活動や市民活動、地域づくり活動に必要と思われる支援は、その多くはこれまで行政主導で行われてきた経緯があります。しかしながら、市民生活の多様化に伴う今日的課題や複雑化する地域課題を解決するためには、これまでの取り組み方では、多様化する課題の把握や対応にも限界を生じることになります。そこで、行政だけでなく、その地域に住む住民や地域を構成するあらゆる団体と協働して解決することが必要となります。

さらに、行政が直接個人や団体に支援することは、緊急性や柔軟性、専門性等においては非効率なところがあります。そこで、行政は、個人や団体をつなぐ中間支援機能をもつ組織（「中間支援組織」）と協働し、その中間支援組織が支援するという仕組みが効率的かつ適切であると考えます。

従って、市民活動支援センターの運営は、中間支援組織による運営が最も効果的であると考えます。

3. 基本理念

3-1 市民活動支援センターの役割

市民活動支援センターは、中間支援組織が行政と協働して、丹波市内の地域課題解決を目的とした諸活動を担う個人、団体を総合的に支援し、丹波市をより豊かにしようとする個人、団体が単体または連携して活動を行うための拠点としての役割を担うと考えます。

市民活動支援センターの支援対象は、個人的なものから、NPO法人、社会福祉法人、社団法人などの公益法人、組合や同窓会、趣味のサークルなどの共益的団体、自治会や自治協議会などの地縁団体、そして社会貢献活動、社会性の高い事業を展開したい企業や大学（学生）等と考えます。加えて、第2次丹波市総合計画で掲げた「来訪者」として、丹波市内の地域課題解決に寄与する意思をもつ地域外の個人、団体についても市民活動支援センターの支援対象と考えます。

また、市民活動支援センターは総合的な支援窓口として位置づけます。しかし、市民活動支援センターの資源だけでは支援には限界があるため、主に福祉分野のボランティア団体等については「丹波市ボランティア・市民活動センター」と連携して支援を行う必要があります。また、事業性の高い事業体については「丹波市商工会」と連携し、さらに専門性の高い相談については、大学や税理士会などの職能団体等との連携を図ります。

3-2 市民活動支援センターの基本理念

市民活動支援センターの基本理念は、以下のとおりとしました。

市民一人ひとりが輝き 活躍できるまちづくり

先述したように、多様なニーズや複雑化する地域課題に対応するためには、行政だけではなく、地域社会を構成する一人ひとりの個性や多様性が尊重され、市民が地域の担い手として力を発揮することが必要です。

よって、「市民一人ひとりが輝き 活躍できるまちづくり」を基本理念として、市民主体の住みやすいまちづくり活動を支援する市民活動支援センターの設置を目指します。

3-3 市民活動支援センターの3つの取り組み

市民活動支援センターの設置にあたっては、市民の多様なニーズや複雑化する地域課題の解決に向けた公益的な活動を総合的に支援する拠点として、次の3つのことに取り組みます。

(1) 学んだ成果を実践へと展開する「知識循環型生涯学習推進の拠点」

市民が主体的に学び、学んだ成果をまちづくりの実践に生かし、実践の中から生じた新たな課題へと挑戦する知識循環型の生涯学習推進の拠点となることを目指します。

(2) 多様な主体が連携し、協働の創出の場となる「市民活動連携の拠点」

より効果の高い公益的な市民活動を展開する協働を創出するために、NPO法人や市民活動団体、自治協議会、自治振興会、自治会、企業等多様な主体による活動が連携する拠点となることを目指します。

(3) 市民がいきいきと暮らし続ける「地域づくり事業支援の拠点」

自治協議会、自治会等地域における課題解決や地域を活性化する地域づくり事業を総合的に支援し、地域住民が生きがいを持っていきいきと暮らし続けるための地域づくり事業支援の拠点となることを目指します。

そして、この取り組みの実施に際しては、次の視点を大切にしながら、市民活動を支援する環境づくりを目指します。

[視点1] 市民が積極的に参画できる市民に開かれたセンター

[視点2] 多様な主体が協働し市民とともに成長するセンター

[視点3] 気軽に立ち寄ることができる居心地のよいセンター

4. 市民活動支援センターの機能等

4-1 市民活動支援センターの機能と設備

(1) 市民活動支援センターの機能

前掲したアンケート調査結果等から、現時点で想定される主な機能は次のとおりです。ただし、開設当初から全ての機能を提供するのではなく、市民とともに必要な機能を見極め、充実していきます。

1) 情報の集積・発信機能

〔目的〕

生涯学習団体や地域づくり団体、市民活動団体の活動情報やイベント、事業情報を集積、発信し、新たに活動を始めようとする人に対しては創業支援と、既に活動されている人・団体に対しては、その活動内容の拡充や持続的な組織運営を支援します。

〔方法〕

- ・行政や民間、地縁団体やNPO・ボランティア団体など多様な団体の活動情報やイベント情報など幅広い情報を丹波市内外から収集し発信します。
- ・市民の往来がある場所に市民活動の情報コーナーを設置するほか、広報誌やホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、利用者にとって分かりやすく、入手しやすい方法で情報を提供します。
- ・個人や団体個々が発信する情報をそのまま発信するのではなく、市民活動支援センターの基本理念に合致し、公序良俗に反せず、個人情報や倫理的配慮がされているかを確認した上で情報を提供します。

〔具体的な内容〕

- ・団体等の活動状況や団体等が実施するイベント、講座等に関する情報
- ・学習や地域づくりをサポートする各種講師や指導者に関する情報など
- ・市民が利用できる施設や設備に関する情報
- ・団体の設立や運営に関する専門的な情報
- ・民間も含めた、資金支援情報
- ・活動に必要な補助金やファンドなど、資金運営に関する情報

2) 相談機能

〔目的〕

市民活動団体の運営や企画等の相談に応じるとともに、市民の新たな活動につながる相談やより高い活動になるような相談に応じ、生きがいを持って活躍する市民を支援します。

〔方法〕

- ・一人ひとりの個性や多様性を尊重して、相談者の話を十分に聴きます。
- ・幅広い相談に応じるために、市民活動関係機関とのネットワークをつくり、相談窓口を充実させます。
- ・市民活動センターへ来訪困難な方にも対応できるよう出張、派遣による相談を行います。

〔具体的な内容〕

- ・市民活動や地域づくり活動の入門に関する相談
- ・法人化や団体等、組織のつくり方に関する相談
- ・団体の活動、組織に関する相談
- ・ホームページ作成やSNS等、技術的なものに関する相談
- ・寄附金、助成金など自主財源の確保に関する相談
- ・生涯学習活動の立ち上げ、持続的な運営に関する相談
- ・6次産業やソーシャルビジネス、コミュニティビジネス、起業等の支援

- ・丹波市以外に所在する方で、丹波市域で活動をはじめの方への相談等

3) 交流・ネットワーク・コーディネート機能

[目的]

多様な団体間の垣根を超えたネットワークづくりを促進し、相互交流することにより様々な情報やノウハウの共有化を図り、新たな取り組みや連携につながる活動を支援します。

[方法]

- ・地域づくり団体やテーマ、ミッションを目的とした団体の活動内容発表する交流会を開催します。
- ・共通したテーマや課題を持つ団体同士の交流会の開催やネットワーク化を図ります。

[具体的な内容]

- ・自治協議会に対するコーディネートを含む、多様な主体同士をつなぐ
- ・活動の発表会やフォーラム等の開催及び支援
- ・多様な団体や個人がつながることや仲間づくりができる交流会の実施
- ・地域づくり活動団体とテーマ型活動団体の交流会の実施
- ・共通するテーマや共通する課題を持つ類似団体の交流会の実施
- ・近隣自治体との交流と取り組みの連携
- ・企業や大学とのネットワークの構築

4) 人材育成機能

[目的]

持続可能な団体運営のために、地域づくりや市民活動に興味関心を持ち、自ら積極的に取り組もうとする市民を対象とした人材育成に関する各種事業を実施し、団体運営の自立化を支援します。

[方法]

- ・これから活動をはじめの方の参考になる、丹波市内外の先進事例を紹介する講演会や研修会を開催します。
- ・団体の活動や組織の運営に必要な知識、技術を修得するための人材の育成講座や研修会を開催します。
- ・将来の地域づくりの担い手となる子どもを対象にするという視点も重要であるため、教育機関との連携を図り進めます。

[具体的な内容]

- ・市民活動や地域づくりに関する先進事例を紹介する講座の開催
- ・地域づくりや市民活動に役立つ知識、技術の修得につながる講座の開催（ファミリーセッション、コーディネート技法、調査技法など）
- ・課題の抽出や企画書作成、プレゼンテーション技法など活動の企画と実施に関する講座の開催
- ・コミュニティファンドの設立など団体の活動資金に関する講座の開催

- ・ 学生を対象とした地域ボランティアに関する講座や地域の魅力を発見する講座等教育委員会や地元の高等学校と連携した講座の開催など
- ・ 地域づくりや団体運営のニーズに合う各種スキルをもつ丹波市の人材を登録し、地域や団体に紹介するしくみづくり

5) 活動拠点機能（機材貸出、貸室機能を含む）

〔目的〕

活動拠点を持たないNPO法人や団体に対し、共有して使える会議室や資器材を貸し出し、団体活動の拠点として、活動の活性化を支援します。

〔方法〕

- ・ 登録団体専用のメールボックスやロッカーを設置し、団体の活動拠点とします。
- ・ 具体的な活動に必要な会議室やホール等の場の提供を行うとともに、印刷機やプロジェクターなど個々の団体が購入することが困難な機器、機材を設置し、活動の活性化を図ります。

〔具体的な内容〕

- ・ コピー機、大判印刷機、印刷作業スペースの設置および貸し出し
- ・ 打合せスペース、交流スペースの設置
- ・ プロジェクター、スクリーン、ワイヤレスアンプ等、視聴覚機器の貸し出し
- ・ 学習や活動の成果発表のギャラリーや機会の提供
- ・ 団体専用のメールボックスやロッカーの貸し出し
- ・ 関連書籍やメディアの貸し出し

6) 団体運営・強化機能（資金循環機能を含む）

〔目的〕

団体運営に必要な資金計画や組織強化につながる事務局機能の向上など、安定した活動を継続するための団体運営支援を行います。

〔方法〕

- ・ 組織づくりに関する総合的な支援や初期段階での事務局機能の支援を行います。
- ・ 補助金情報の提供、申請手続き等の支援を行います。
- ・ 組織の立ち上げや運営などに必要な事務局の役割などの支援を行います。
- ・ 活動の企画や運営など、事業実施に必要な助言などの支援を行います。
- ・ コミュニティファンド（基金）の設立など市民活動の資金支援を行います。
- ・ 丹波市外から人材、物材、資金等の調達を支援します。
- ・ 市民活動センターへ来訪困難な方にも対応できるよう出張、派遣による支援を行います。

〔具体的な内容〕

- ・ 団体規約、会則、総会等会議資料等の作成支援
- ・ 会議運営に関するファシリテーション
- ・ 組織運営（組織の設立、再編等）、事業の企画運営に関する支援
- ・ 団体事業費や団体会計等の経理に関する支援

- ・ 団体事務局の受託
- ・ 各種補助金情報の提供と申請書作成支援
- ・ 寄附金を原資とする市民活動支援基金の設立支援

7) 政策提言機能

〔目的〕

丹波市の市民活動や地域づくり活動の課題や活性化を目的とした調査を行い、それに基づいた施策や事業提案を行います。

〔方法〕

- ・ 市と連携、協働して調査企画、実査、分析を行います。
- ・ 市と連携、協働して施策や事業の提案を行います。

〔具体的な内容〕

- ・ 調査企画、調査票設計、調査票の配布回収、集計および分析
- ・ 調査報告書の作成、調査報告会の企画、運営
- ・ 施策、事業の評価

(2) 市民活動支援センターの設備

上述した市民活動支援センターの機能を提供するために、以下のような設備が必要であると考えられます。

これら備品の一部の利用については、有償とし、減耗した際の充当に備えるものとします。ただし利用料金の設定にあたっては利用者の応能負担にする等、一定の配慮を行います。また、必要に応じて市民活動支援センター外での使用を可能とする等、利用者の事情へ配慮することとします。

- 印刷に係る機材（複写機、輪転機、大判印刷機）
- 広報に係る機材（裁断機、紙折り機、広報媒体配架用ラック、掲示板）
- パソコンおよびネットワーク環境など周辺機器
- プロジェクター、スクリーン
- 机、椅子などの事務用機器 など

4-2 市民活動支援センターの場所

市民活動支援センターの位置については、丹波市内はもとより市外からの来訪者らにも集まりやすい場所に設置する必要があります。

また、丹波市域は広範であるため、主要拠点1ヶ所と各地域に分室を設ける「サテライト方式」や、市民活動支援センターの職員が各地域を巡回する「巡回方式」などいろいろな可能性があります。その中で丹波市としては、市民活動支援センターは1ヶ所での設置とし、自治協議会やNPO法人、そして様々な団体や個人を育成することで、その団体や個人が拠点とする事務所や協力いただける店舗等が、「サテライト」となるような仕組みを築くことにより、支援を必要とする団体や個人にとって身近な存在となる、「丹波市方式」の支援を目指します。

5. 市民活動支援センターの運営のあり方

5-1 運営形態、運営主体

(1) 運営形態

運営形態は、行政が設置・運営する「公設公営型」、行政が設置し、指定管理や委任契約などにより運営を民間が担う「公設民営型」、市民が主体となって設置・運営する「民設民営型」があります。このような運営形態には、財源確保や公平性・信頼性の担保、柔軟な運営や専門性の高い相談対応や研修会の企画運営力など、それぞれにメリット、デメリット（表1参照）があり、丹波市において最も効果的で効率的な運営形態を選択する必要があります。

全国的には、市民活動支援センターの運営形態は、行政が設置し、民間団体に運営を委託して事業を実施するという「公設民営」が多いように見受けられます。

(2) 運営主体

市民活動支援センター運営の機能役割、運営の持続性、公平性、会計の透明性の観点から、非営利法人格を備え中間支援機能をもつ団体による運営が望ましいと考えます。

ただし、主に地縁団体による地域づくりの分野に関する中間支援においては、地域の信頼性を得ることや継続した支援を担保する手法として、行政による運営への関与もある程度必要であると考えます。

このような運営形態を持つ中間支援組織としては、「(公財) えひめ地域政策研究センター」や「(一財) 明石コミュニティ創造協会」があります。この二つの法人はNPO法人等団体と行政からの派遣・出向した職員等とで構成されており、民間と行政双方の得意な部分を活かすことができる運営形態であると言えます。

(表1) 運営形態の比較検討

	公設公営	公設民営	民設民営
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・財源確保 ・設備の充実 ・公平性・信頼性 ・持続性・透明性 	<ul style="list-style-type: none"> ・財源確保 ・設備の充実 ・公平性・信頼性 ・透明性・先駆性 ・専門性 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民目線の運営 ・柔軟な運営 ・緊急性 ・先駆性・専門性
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動や予算等による影響を受けやすい ・即時的な運営が困難な傾向がある ・配置される職員によって先駆性・専門性が左右されやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と委託先(民間)との関係性により運営が左右されやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・財源確保が困難、設備の拡充がやや困難 ・公平性・信頼性 ・透明性・持続性に欠ける場合がある

5-2 運営を担う人材像

市民活動支援センターを担う人材像としては以下が想定されます。

1. 丹波市域の社会的課題に関心をもち、その要因、対応の方向性を調査分析できる。
2. 国内外の市民活動団体等の活動現況、支援施策等に関心をもち情報収集、分析し、丹波市域の市民活動団体等に対して情報提供し、また行政等へ支援施策の提言ができる。
3. 丹波市域の市民活動団体等の事業活動に関心をもち、組織運営、事業運営の現況を把握、課題等を分析できる。
4. 行政（国、自治体）、企業、大学、高校等と連携し、市民活動団体等の事業運営、組織運営に必要な事業活動を企画、運営できる。
5. 中間支援組織の持続的運営のために、経営資源（資金、物財、人材等）を調達し、適切に管理できる。

5-3 人材育成の方法

このような知識、技術、能力を持った人材を育成するために、次のような方法が必要です。

（１）対象者

市民活動支援センターの基本理念、役割と機能を理解し、丹波市のまちづくりに貢献するという強い意志を持った人が対象となるものと考えます。

（２）人材育成の方法

丹波市内外において、セミナー（講義、演習）、実習、視察等により市民活動支援センターの運営に必要な知識、技術を習得します。主な研修内容としては、次のものが考えられます。

- 1) 市民活動団体、中間支援組織に関する基礎知識
- 2) 中間支援組織、市民活動支援センター視察
- 3) 相談技法に関する研修
- 4) ファシリテーション技法に関する研修
- 5) 訪問実習
- 6) 社会的マナー、接遇に関する研修
- 7) 会計業務に関する研修

5-4 運営のあり方

現在、丹波市内には、地域づくりや特定のテーマに沿った市民活動を積極的に、また活発的に取り組み、活躍されている市民や市民活動団体は数多くあり、その数は年々増加の傾向にあります。

しかしながら、市民活動支援センターでは、地域づくり活動を行う「地縁型の団体」やNPO・ボランティア等の「テーマ型の団体」など、地域社会を構成する多様な団体をつなぐネットワークを持ち、かつ、そういった団体の活動を総合的に支援できる中間支援機能を持った組織が必要となります。

これらのことから、市民活動支援センターの運営にあたっては、まずは、既に同種の市民活動支援センター運営を行っているNPO法人等に当面の間の運営を委託する「公設民営（委託）」により設置しますが、その後の取り組みを通じて、さらに中間支援を担う人材を育成していくこととします。

そして、それらの人材が中心となり、新たな法人の設立を目指すとともに、将来的には、その法人が

市民活動支援センターを運営するといった、段階的な取り組みを行います。

6. 設置計画

6-1 市民活動支援センター設置計画

市民プラザの設置場所については、新しい都市構造のあり方の検討に伴う施設整備という発展性や現在の公共施設の有効活用による経済性、そして、市民が気軽に利用できる利便性や設置施設の将来性等から、公共施設だけではなく、民間施設の活用も視野に入れた中で、総合的に判断する必要があります。

こうした考え方の下、現在、都市づくりのあり方についての検討が進められていることから、その方向性も見据える必要があります。平成31年10月の開設に当たっては、今後、段階的に発展・成長する施設として位置づけ、①投資的経費は出来るだけ抑制するという考え方と、一方で、②活動支援を必要とする対象者・団体にとっての利便性や、新規参加者の獲得の可能性等を総合的に考えることとします。

公共施設と民間施設の比較では、別紙1「市民活動支援センターの設置場所の比較検討（個別評価）」に記載のとおり、一長一短はあるものの、前記②活動支援を必要とする対象者・団体にとっての利便性や、新規参加者の獲得の可能性等、また、公共施設を利用した場合の既存利用者への影響を考えると、民間施設の活用が適当と考えられます。

ただし、前記①投資的経費は出来るだけ抑制するという考え方に対し、民間施設に設置する場合にあっては、市が提示する条件を元にした調査を行うなど、公共施設を利用する場合と比較してあまりにも大きな差が生じないことを確認しながら取り組むこととし、最終的には、市がそれらを総合的に判断して、開設場所を定めることとします。

7. 管理運営計画

7-1 施設開館日、開館時間

市民活動支援センターは、市民が利用しやすい開館日、時間帯に運営することが必要です。具体的な開館時間や休館日については、施設の条件や市民活動支援センターに従事する職員の労働条件及び利用状況等を勘案しながら決めることとします。

7-2 施設保守管理、危機管理対応等

市民活動支援センター及びその利用に供する会議室等施設の管理保守については、民間施設を活用することにより、会議室や研修室の利用及び調整を含め、駐車場内整理や清掃、警備業務等共有する部分について、市の直接的な対応の必要はなくなります。

一方で、情報保護の観点から、共有して団体等が使用するロッカーやメールボックス等付帯設備の施錠管理や情報機器のセキュリティ管理、資器材の盗難防止、相談業務における個人情報保護など、情報の取扱いには万全を期す必要があります。

また、センター運営にともなって発生する廃棄物の発生抑制に努め、館内の適切な室温管理を行う等、館内外の環境に配慮する必要があります。

8. 事業計画

8-1 事業スケジュール

市民活動支援センターは、多様な市民のニーズ、地域課題に柔軟に対応することが必要です。しかしながら、「5. 市民活動支援センターの機能」に示すとおり、多種多様な機能を備える計画ではありませんが、開設当初からすべて最大限に運用できるものではありません。また、5年、10年先の将来を見据えたとき、その時々々の社会情勢や地域課題の変化に応じて市民の活動や地域の活動自体、あるいは課題やニーズも変わるものであると予想しており、それに対応する支援の内容も変化させる必要があると予想します。

市民活動支援センターは、市民に開かれた、市民とともに成長する支援拠点として成長プログラム(表2参照)という考え方をもち、段階的な取り組みにより、基本理念等の実現に向けた取り組みを行います。

(表2) 成長プログラム

実施年月	取り組み	組織・運営
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・まなびの里づくり協議会意見書提出 ・市民活動支援拠点整備懇話会開催 ・市民活動支援センター基本計画策定に係るアンケート調査実施 ・パブリックコメント実施 ・市民活動フォーラム開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センター基本計画策定
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体、事業の情報集積と配信 ・市民活動フェスティバル開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設改修設計 ・市民活動支援センター開設準備を含めた運営委託(人材育成事業含む)
平成 31 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・市内NPO法人や自治協議会への説明 ・市民活動団体ネットワーク会議開催 ・拠点施設愛称募集 ・団体等情報収集 ・ポータルサイト作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設改修工事 ・拠点設備品購入 ・市民活動支援センター開設準備を含めた運営委託(人材育成事業含む) ・事務局員として3名雇用(委託先)
平成 31 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・オープニングイベント 市民活動フェスティバル開催 ・各種相談業務開始 ・市民活動、地域づくり活動等の講演会 ・団体情報、イベント情報等の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センター運営委託(人材育成事業含む) ・市民活動支援センター開設
平成 32 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・県中間支援団体ネットワークに参加 ・地域づくり人材育成講座開催 ・市民活動、地域づくり活動等の講演会 ・団体情報、イベント情報等の発信 ・市業務の委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センター運営委託(人材育成事業含む) ・運営法人の設立準備(一社) ・平成 33 年 3 月運営委託終了(以後、受託事業者はサポートへ)
平成 33 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり人材育成講座開催 ・市民活動、地域づくり活動等の講演会 ・団体情報、イベント情報等の発信 ・市業務の委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・新法人による運営開始

8-2 事業評価

市民活動支援センター設置後には、運営費が適正に管理されているかという会計監査と同時に、事業や組織が合法的に運営されているかなど、設置目的にあった事業運営がされているかを評価する必要があります。

市民活動支援センターの運営主体は、事業計画を策定する際に、計画した事業の評価項目及びその測定方法も含めて検討することとします。

9. 策定経過

9-1 懇話会の設置、運営状況

本基本計画は丹波市市民活動支援拠点整備懇話会設置要綱に基づき、懇話会を設置し、以下のとおり運営を行いました。

(1) 委員名簿 (敬称略、順不同)

委員の選出基盤	氏名	所属等
①丹波市まなびの里づくり協議会委員	荒木 伸雄	
	出町 慎	
②市民活動団体関係者	鴻谷 佳彦	graine (グライネ) 会長
	中川フェテレ	NPO法人 gift 副理事長
	ウォルク	NPO法人 TUGS 副理事長
③自治協議会関係者	荒木 長司	久下自治振興会 会長
	田村 庄一	大路地区自治協議会 会長
④識見を有する者	佐々木 利廣	京都産業大学経営学部 教授 【懇話会座長】
	三浦 仁志	丹波県民局県民交流室県民課 課長
	人羅 亜矢子	認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸 センター長
	土性 里花	一般社団法人ウイズささやま 篠山市民プラザ

(2) 懇話会の開催経過

	日時	内容	場所
第1回	平成29年11月13日(月) 14:00~16:00	委嘱書交付、座長選出 意見交換	丹波市役所柏原支所
第2回	平成29年12月12日(火) 10:00~15:00	(一財)明石コミュニティ創造協会視察 基本計画素案の協議	明石市複合交流拠点 ウイズあかし
第3回	平成30年1月23日(火) 13:00~17:00	市民活動・地域づくり活動応援フォーラム 基本計画案の協議	丹波市ゆめタウン ポップアップホール

(別紙1) 市民活動支援センターの設置場所の比較検討(個別評価)

	施設名	評価
公共施設	氷上住民センター	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースを有効に活用することができる。 ・生涯学習活動目的の来庁者に関心を持ってもらいやすい。 ・空き室活用のため、工事費がほぼ不要である。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所、保健センターに隣接しているものの来客者は商業施設と比して少ない。 ・会議室を占有するため、既設利用団体の使用を制限してしまう。 ・ホールがないため、借用する必要がある。 ・駐車場が階下であるため、高齢者や障がい者への配慮が不足している。 ・公共施設であるため、民間や特定の団体活動情報集積や情報提供に制限がある。
	春日庁舎 春日住民センター	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいホールは開放感があり、立ち寄りやすい雰囲気がある。 ・空き室活用のため、工事費がほぼ不要。 ・文化ホールに隣接しており、利用しやすい。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所春日庁舎、春日体育センターに隣接しているものの来客者は商業施設と比して少ない。 ・駐車場が狭い。 ・春日庁舎1F市民ふれあいホールは、個別の相談室や会議室がないため、住民センターの空き室を利用することとなる。 ・現在、市民ふれあいホールは、市障害者就労支援事業を社会福祉協議会が受託し喫茶運営や授産品販売、作業所として、市内障害者就労施設を利用する障害者の市役所内軽作業所として利用している。 ・会議室を占有するため、既設利用団体の使用を制限してしまう。 ・公共施設であるため、民間や特定の団体活動情報集積や情報提供に制限がある。
民間大型商業施設	民間大型商業施設	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設に比して、圧倒的に来客者が多い。 ・地域づくり活動や市民活動が目的ではない来客者にも、目に触れる機会が増大する。 ・エントランス(建物入口)を有効に活用でき、団体活動の成果発表やイベント告知など、多くの人に関心を持ってもらえる機会が増大する。 ・公的機関だけでなく、民間や団体が実施する多様な公益的活動の情報集積が可能で、情報提供を行っても違和感がない。 ・開放感があり、立ち寄りやすい雰囲気がある。 ・駐車場が広い。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設改修工事が必要である。 ・賃借料が発生する。 ・開館時間やセキュリティに課題がある。 ・一部の施設を除き、ホールは借用する必要がある。